

「北九州市自転車活用推進計画検討会」開催要綱

1 目的

令和3年1月策定の「北九州市自転車活用推進計画」の中間見直しにあたり、市民や専門家等で構成する「北九州市自転車活用推進計画検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、幅広い意見を伺うことを目的とする。

2 意見聴取事項

「北九州市自転車活用推進計画」の中間見直しの内容に関して、意見聴取を行う。

3 構成員

検討会の構成員は、学識経験のある者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

なお、構成員の任期は、令和8年11月1日までとする。

4 運営

検討会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 検討会には、座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 検討会は、座長が招集する。
- (3) 座長が不在の場合は、座長が指名する者が代行する。

5 その他

- (1) 検討会の事務局は、都市整備局道路部道路維持課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が定める。

付 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年11月13日から施行する。